

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月31日
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町66	株式会社 アースカーゴ 代表 西畑圭策 電話 075-661-1000

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ②	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)		台	台	台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 10月 10日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条東島町63-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エムケイ株式会社 代表取締役 青木 信明 電話075-555-3186

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入				
		賃 借	8 台			8 台
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①	8 台			8 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合(①/ ④)		8 パーセント			3 パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入				
		賃 借	88 台	168 台		256 台
	合 計 台 数 ②	88 台	168 台		256 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合(②/④)		92 パーセント	100 パーセント		97 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③(①+②)		96 台	168 台		264 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		96 台	168 台		264 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/ ④)		100 パーセント	100 パーセント		100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治 電話 075-863-5031

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①				
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入			
		賃 借			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	5	3	
		賃 借			
	合 計 台 数 ②	5	3		8
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		83 パーセント	100 パーセント	パーセント	89 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		5	3		8
購入等をした新車の合計台数④		6	3		9
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		83 パーセント	100 パーセント	パーセント	89 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和 1年 7月 22日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区嵯峨明星町1番地の1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都バス株式会社 代表取締役 吉本 直樹 電話075-871-7521

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ②	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台
購入等をした新車の合計台数④		台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	2019年7月18日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 都司 尚 電話06-6775-3357

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②	0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成31年 6月 26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(OMMビル)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野 道夫 電話 06-6944-2521

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	3 台	1 台	台	4 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	合 計 台 数 ①		3 台	1 台	台	4 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			60 パーセント	100 パーセント	パーセント	67 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			0 パーセント	0 パーセント	パーセント	0 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			3 台	1 台	台	4 台
購入等をした新車の合計台数④			5 台	1 台	台	6 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			60 パーセント	100 パーセント	パーセント	67 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	2019年7月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 鈴木一也 電話 075-682-2310

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	1	3		4
		賃 借				
	合 計 台 数 ②		1	3		4
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			1	3		4
購入等をした新車の合計台数④			1	3		4
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	2019年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 佐川急便株式会社 代表取締役 本村 正秀 電話 075-691-6500

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	3	18		21
		賃 借	48	68		116
	合 計 台 数 ②	51	86		137	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		51	86		137	
購入等をした新車の合計台数④		51	86		137	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 帝産京都自動車株式会社 代表取締役社長 難波 潔 電話075-691-8161

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合(①/ ④)		0 パーセント	0 パーセント	パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	10 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	7 台	13 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②	17 台	13 台	0 台	30 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③(①+②)		17 台	13 台	0 台	30 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		17 台	13 台	0 台	30 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/ ④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラル タワーズ	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 金子 慎 電話 050-3772-3910

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
合 計 台 数 ②	台	台	台	台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)		台	台	台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ /④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 8月 8日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 来島 達夫 電話 06-6375-8929

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①				
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入			
		賃 借			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入			
		賃 借	3	3	
	合 計 台 数 ②	3	3		6
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		3	3		6
購入等をした新車の合計台数④		3	3		6
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成31年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目3番8号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 真貝 康一 電話 03-5367-7388

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1丁目9番3号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本通運株式会社 代表取締役社長 斎藤 充 電話075-371-1283

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入			
		賃 借			
	燃料電池自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	合 計 台 数 ①				
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入			
		賃 借			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入			
		賃 借			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	11	0	
		賃 借	1	0	
	合 計 台 数 ②	12	0		
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		12	0		
購入等をした新車の合計台数④		12	0		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 杉山 健博 電話 06-6373-5039

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台
		賃 借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	1 台	台	1 台
		賃 借	台	台	台
	合 計 台 数 ②	1 台	台	台	1 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台	台	台	1 台
購入等をした新車の合計台数④		1 台	0 台	台	1 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	2019年 7月 19日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 広島県福山市東深津町四丁目20番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福山通運株式会社 代表取締役 小丸 成洋 電話 084-924-8555

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	1 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車の合計台数④		1 台	0 台	0 台	1 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月3日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽戒光39番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 丸工自動車運送株式会社 代表取締役社長 木原 泰博 電話075-681-2101

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	3 台	4 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	3 台	4 台	0 台	7 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		3 台	4 台	0 台	7 台
購入等をした新車の合計台数④		3 台	4 台	0 台	7 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年10月9日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ本30-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 都タクシー株式会社 代表取締役社長 筒井 基好 電話075-671-6101

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	43 台	40 台	83 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②	43 台	40 台	83 台		
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		43 台	40 台	83 台	
購入等をした新車の合計台数④		43 台	40 台	83 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和元年8月24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺楠筍町1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 彌榮自動車株式会社 取締役社長 桑田佳幸 電話 075 - 841 - 6261

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	60	20	20	100
		賃 借				
	合 計 台 数 ②	60	20	20	100	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	125 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		60	20		100	
購入等をした新車の合計台数④		60	20		80	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	125 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年6月21日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区銀座2丁目16番10号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 栗栖 利蔵 電話03-3541-3411

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	40 台	105 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②	40 台	105 台	0 台	145 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	0 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		40 台	105 台	0 台	145 台
購入等をした新車の合計台数④		40 台	105 台	0 台	145 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	0 パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	令和1年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野離宮町3番地の4	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 洛東タクシー株式会社 代表取締役 杉崎 則夫 電話 075-581-1138

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台
		賃 借	16 台	0 台	16 台
	合 計 台 数 ②	16 台	0 台	16 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	0 パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		16 台	0 台	16 台	
購入等をした新車の合計台数④		16 台	0 台	16 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	0 パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成31年6月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条森本町65番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 洛陽交運株式会社 取締役社長 桑田 昌宏 電話 075 - 691 - 8104

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	20	17		37
		賃 借				
	合 計 台 数 ②	20	17		37	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		20	17		37	
購入等をした新車の合計台数④		20	17		37	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。